

# 規程・規約・会則

# 東京経済大学学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、併せて文化の発展に寄与することを目的とする。

2 各学部、学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定め公表するものとする。

(学部・学科の組織及び学生定員)

第2条 本学に次の学部及び学科を置き、その学生定員を次のとおりとする。

経済学部 経済学科 入学定員 375人 取容定員 1,500人

経済学部 国際経済学科 入学定員 155人 取容定員 620人

経営学部 経営学科 入学定員 385人 取容定員 1,540人

経営学部 流通マーケティング学科 入学定員 180人 編入学定員 30人 取容定員 780人

コミュニケーション学部 コミュニケーション学科 入学定員 225人 編入学定員 30人 取容定員 960人

現代法学部 現代法学科 入学定員 250人 編入学定員 20人 取容定員 1,040人

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより卒業要件単位を優秀な成績で修得する他必要諸条件を満たしている当該学部が判断する場合には、修業年限を3年として卒業を認めるものとする。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

第一学期 4月1日から9月15日まで

第二学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日(10月23日)

(4) 春季休業(2月中旬から3月下旬まで)

(5) 夏季休業(8月上旬から9月中旬まで)

(6) 冬季休業(12月下旬から翌年1月上旬まで)

ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業期間の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

2 前項に定めるほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日は必要によりその期日及び期間を変更することができる。

## 第2章 教育課程

(授業科目の区分、種類及び単位数)

第8条 授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目の3種に分ける。

2 各学部の授業科目の区分、種類及び単位数は別表(一)のとおりとする。

3 前項により別表(一)にかかわらず各授業科目のほか、

必要に応じて特別授業を開講することができる。

(単位の算定基準)

第9条 各授業科目に対する単位数は1単位の学修時間を45時間とすることを標準とし、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業時間をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については30時間から45時間の授業時間をもって1単位とする。

(3) 前号の定めにかかわらず、卒業研究、総合教育研究、研究ノート及び総合教育研究ノートについてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業)

第10条 1年間の授業日数は定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日を下まわらないものとする。

第10条の2 第10条に定める授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒業資格)

第11条 卒業資格を得るためには経済学部においては、4年以上在学し、第8条に定める各授業科目のなから、次の区分により124単位以上を履修し、単位を修得しなければならない。ただし、第4条第2項により、3年の修業年限により卒業資格を得ることができる。

経済学科

(1) 総合教育科目 32単位以上

(2) 入門科目 8単位以上

(3) 進一層科目、基本科目及び展開科目 54単位以上

(4) 自由認定枠 総合教育科目、進一層科目、入門科目、基本科目及び展開科目の卒業必要最低単位数合計94単位を超えて修得すべき30単位

国際経済学科

(1) 総合教育科目 32単位以上

(2) 入門科目 8単位以上

(3) 進一層科目、基本科目及び展開科目 54単位以上

(4) 自由認定枠 総合教育科目、進一層科目、入門科目、基本科目及び展開科目の卒業必要最低単位数合計94単位を超えて修得すべき30単位

2

経営学部においては、4年以上在学し、第8条に定める各授業科目のなから、次の区分により124単位以上を履修し、単位を修得しなければならない。ただし、第4条第2項により、3年の修業年限により卒業資格を得ることができる。

経営学科

(1) 総合教育科目 32単位以上

(2) 基礎科目、進一層科目及び展開科目 68単位以上

(3) 自由認定枠 総合教育科目、基礎科目、進一層科目及び展開科目の卒業必要最低単位数合計100単位を超えて修得すべき24単位

流通マーケティング学科

(1) 総合教育科目 32単位以上

(2) 基礎科目、進一層科目及び展開科目 68単位以上

(3) 自由認定枠 総合教育科目、基礎科目、進一層科目及び展開科目の卒業必要最低単位数合計100単位を超えて修得すべき24単位

3 コミュニケーション学部コミュニケーション学科においては、4年以上在学し、第8条に定める各授業科目のなかから、次の区分により124単位以上を履修し、単位を修得しなければならない。ただし、第4条第2項により、3年の修業年限により卒業資格を得ることができる。

- (1) 総合教育科目 30単位以上
- (2) 進一層科目、基幹科目及び展開科目 74単位以上
- (3) 自由認定枠 総合教育科目、進一層科目、基幹科目及び展開科目の卒業必要最低単位合計104単位を超えて修得すべき20単位

4 現代法学部現代法学科においては、4年以上在学し、第8条に定める各授業科目のなかから、次の区分により124単位以上を履修し、単位を修得しなければならない。

- (1) 総合教育科目 36単位以上
- (2) 現代法学部科目 76単位以上
- (3) 自由認定枠 総合教育科目、現代法学部科目の卒業必要最低単位合計112単位を超えて修得すべき12単位

(キャリアデザインプログラム)

第11条の2 第2条に定める各学部、キャリアデザインプログラムを置く。

2 キャリアデザインプログラムの履修等は、別に定める。(履修方法及び履修手続等)

第12条 第11条、第13条に定める各授業科目の履修方法、履修手続等は別に定める履修規程による。(教育職員免許状の取得)

第13条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学の各学部・学科において取得することができる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

経済学部 経済学科

- 中学校教諭 一種 (社会)
- 高等学校教諭 一種 (地理歴史)
- 高等学校教諭 一種 (公民)
- 高等学校教諭 一種 (商業)

経営学部 経営学科

- 中学校教諭 一種 (社会)
- 高等学校教諭 一種 (地理歴史)
- 高等学校教諭 一種 (公民)
- 高等学校教諭 一種 (情報)
- 高等学校教諭 一種 (商業)

経営学部 流通マーケティング学科

- 高等学校教諭 一種 (商業)
- コミュニケーション学部 コミュニケーション学科
- 中学校教諭 一種 (社会)
  - 高等学校教諭 一種 (公民)
  - 中学校教諭 一種 (英語)
  - 高等学校教諭 一種 (英語)

現代法学部 現代法学科

- 中学校教諭 一種 (社会)
- 高等学校教諭 一種 (公民)

3 教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第3章 試験及び単位認定  
(試験)

第14条 学生は、履修登録した授業科目の授業に出席したうえで、試験をうけなければならない。

2 試験に関する規程は別に定める。

第15条 試験は毎学期末又は毎学年末に行う。た

だし、教授会の議を経て授業科目の一部又は全部について別の時期に行うことがある。

(臨時試験)

第16条 第15条による試験のほかに臨時に試験を行うことがある。

(追試験及び再試験)

第17条 試験を病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に対して追試験を、試験等により不合格とされた者に対して再試験をそれぞれ行うことがある。

2 前項の追試験及び再試験を受験する者は第44条に定める試験料を納入しなければならない。(学業成績評価及び単位認定)

第18条 学業成績の評価はSABCXの5種とし、SABCを合格、Xを不合格とする。合格した者にはその授業科目の所定の単位を与える。

2 前項の学業成績は担当教員の報告により教授会において決定する。

(既修得単位の取扱い)

第19条 第25条により第1年次に入学を許可された者が、従前在学した大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において既に修得した授業科目の単位については、願出により学部教授会の議を経て、履修規程に定める範囲内で本学で修得した単位として認定することができる。

2 第25条、第26条、第27条、第28条及び第29条により編入学、学士入学、再入学及び転部を許可された者が、従前在学した大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校において既に修得した授業科目の単位については、願出により学部教授会の議を経て、履修規程に定める範囲内で本学で修得した単位として認定することができる。(他の大学等における授業科目の履修等)

第20条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学、及び大学に相当する高等教育機関を含む。)との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 本学において教育上有益と認めるときは、本学が認定した外国の大学又はそれに相当する高等教育機関の授業科目を履修することを認めることがある。

3 本学において教育上有益と認めるときは、本学が認める、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前3項の規定により修得した単位については、第19条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

5 本条により他の大学又は短期大学に留學し学修することを認められた学生については、休学者とみなさない。

6 本条の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第4章 卒業認定及び学位授与

(卒業認定及び学位授与)

第21条 第4条に規定する修業年限以上在学し、所定の授業科目について、卒業に必要な単位を修得した者には、教授会の議を経て東京経済大学学位規則の定める学士の学位を授与する。

2 卒業の時期は3月とする。ただし、場合により、9月の卒業を認めることがある。

3 前項後段の9月の卒業に関する規程は別に定める。

第5章 入学、休学、転学、退学及び在学期間  
(入学の時期)

第22条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学できる者は、入学の時期に次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において学校教育における12年の修業を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものを
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) その他相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者(入学志願の手続)

第24条 入学を志願する者は、指定された期間に所定の入学願書及び書類に第41条に定める入学検定料を添えて願い出、入学者選抜試験等選考を受けなければならない。

2 前項の出願手続及び入学者選抜試験等選考については別に定める。

3 第1項より提出した書類及び納付した入学検定料はいかなる理由があっても返付しない。

(入学許可)

第25条 入学者選抜試験等選考に合格した者には入学を許可する。

(編入及び学士入学)

第26条 入学の時期までに短期大学(外国の短期大学を含む。 )又は高等専門学校を卒業し、若しくは大学(外国の大学を含む。 )に2年以上在学して所定の単位を修得した者で本学に編入学を志願する者又は大学を卒業した者で本学に学士入学を志願する者に対して、それぞれ第24条第1項による選考とは別の選考により入学を許可することができる。ただし、本学を卒業した者は卒業した学部に入學することはできない。

2 前項により入学を志願する者は第24条第1項に準ずる手続をしなければならない。

3 選考方法は別に定める。

(再入学)

第27条 本学を第36条及び第40条第1項第3号により退学した者で、その後4年以内に退学した学部に入學を志願する者に対しては第24条第1項及び第26条第1項による選考とは別の選考により入学を許可することができる。

2 再入学を志願できる者は在学期間が従前在学の期間と再入学後卒業までの期間の通算が8年以内で修業できる見込の者に限る。

3 再入学の時期は、学期の始めとする。

4 再入学を志願する者は別に定める手続をしなければならない。

5 選考方法は別に定める。

第28条 第72条第2項により退学処分を受けた者がその後4年以内に退学した学部に入學を志願する場合には教授会の議を経なければならない。

2 前項の志願者については前条第2項、第3項、第4項及び第5項を準用する。

(転部)

第29条 本学の学生で他の学部転部を志願する者があるときは志願学部において選考の上許可することができる。

2 転部に関する出願手続及び選考方法等は別に定める。

(入学許可者の手続)

第30条 入学を許可され入学する者は指定された期間に次の書類を提出し、所定の学費を納付しなければならない。

(1) 在学誓書(第31条による保証人連署)

(2) その他本学の定める書類

2 前項により提出した書類及び納付した学費は別に定めるところによるほかは、いかなる理由があっても返付しない。

3 期日までに入学の手続をしなかった者は入学の許可を取消す。

(保証人)

第31条 保証人は1名とし、次に指定する者であつて、学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずべき者でなければならない。

(1) 保証人は原則として父母、やむを得ない場合は独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことができる親族又は特別の縁故者の成年者とする。

(2) 外国人学生の保証人については、別に定める。

2 保証人が死亡し、若しくは前項の資格を失ったとき、又は不相当と認められたときは、さらに保証人を定めて直ちに在学誓書を本学に提出しなければならない。

3 保証人が改姓、改名、転籍したときは直ちに本学に届け出なければならない。

(学生の改姓、改名等)

第32条 学生が改姓、改名、転籍若しくは転居したときは、その旨を直ちに本学に届け出なければならない。ただし、改姓、改名、転籍には住民票記載証明書を添えなければならない。

(休学)

第33条 病気又はやむを得ない事情のため長期にわたって修学することができない者は保証人と連署でその学期の休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は願書に医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は第38条に定める在学期間には算入しない。

(休学期間)

第34条 休学は1学期単位とする。ただし、特別の事情があると認めた場合はさらに延長を許可することができる。

2 休学は通算4年を超えることはできない。

(復学)

第35条 休学中の者がその期間が満了して復学しようとするときは保証人と連署で復学を願い出でて許可を受けなければならない。ただし、病気休学中の者で復学を願い出る場合は願書に医師の診断書を添えなければならない。

- 2 復学の時期は、学期の始めとする。
- 3 休学中の者が、許可された期間を満了し、復学又は休学期間の延長の願出を行わない場合は、第40条第1項第1号に準じて取り扱う。
- (退学)
- 第36条 退学しようとする者はその理由を具して保証人連署のうえ学長に願出でて許可を受けなければならない。ただし、病気による場合には医師の診断書を添えなければならない。
- (転学)
- 第37条 学生は学長の許可なくして他の大学に入学を願することはできない。
- (在学期間)
- 第38条 在学期間は8年までとする。
- 2 第26条第1項前段にかかける者が入学したときは、入学年次以前の修業年限を在学したものとみなす。
- 3 第26条第1項後段にかかける者が入学したときは、入学年次以前の所定修業年限を在学したものとみなす。
- 4 第27条第1項及び第28条にかかける者が入学したときは、その従前在学した学年数を在学年数に通算する。
- 第6章 除籍及び指定事項による退学
- (除籍)
- 第39条 学長は、次の各号の一に該当する者については除籍する。
- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者
- (指定事項による退学)
- 第40条 学長は、次の各号の一に該当するものについては退学させる。
- (1) 第34条に定める休学期間の限度を超えた者
- (2) 第38条に定める在学期間の限度を超えた者
- (3) 正当な理由なく学費の納付を怠り、督促を受けてもお納付しない者
- 第7章 学費等
- (入学検定料)
- 第41条 入学を志願する者は入学検定料を納付しなければならない。
- (入学登録料)
- 第42条 入学を許可され入学する者は入学登録料を納付しなければならない。
- (授業料等)
- 第43条 学生は授業料、教育充実費を納付しなければならない。
- 2 休学を願出する者は、在籍料を納付しなければならない。
- (試験料)
- 第44条 追試験又は再試験を受験する者は試験料(追試験料又は再試験料)を納付しなければならない。(特別聴講学生、科目等履修生及び科目聴講生の学費)
- 第45条 特別聴講学生として聴講を許可された者は、登録料及び特別聴講料を納付しなければならない。
- 2 科目等履修生として履修を許可された者は、登録料及び科目等履修料を納付しなければならない。
- 3 科目聴講生として聴講を許可された者は、科目聴講料を納付しなければならない。
- (学費等の額及びその他の費用)
- 第46条 第41条から第45条までの各条に定める学費等納付金の額は別表(二)にかかるとおりとする。
- 2 前項の納付金のほか学生が納付すべき費用は別に定める。
- (学費等の納期)

- 第47条 授業料及び教育充実費は年額を所定の分割により次の納期に納付しなければならない。
- 第一納期 (4月1日から同月15日まで、ただし入学又は転部する年度にあってはその手続期間)
- 第二納期 (9月16日から同月末日まで)
- 2 前項の定めにかかわらずやむを得ない事情のある者には、願出により別に定める各納期の基準日までの延納を認める。
- 3 第1項の定めは年額を一括して第一納期に納付することを妨げない。
- (学費等の取扱い)
- 第48条 納付済の学費等は別に定めるところによるほかは、いかなる理由があっても返付しない。
- (休学、退学及び停学者の学費)
- 第49条 休学者については、第47条第1項に定める納期に在籍料を納付するものとし、他の学費等を免除する。
- 2 退学する者は退学の日以前に到来した納期の学費を納めなければならない。
- 3 停学期間中の者の学費は徴収する。
- (授業料の減免)
- 第50条 学費の支弁が困難な事情にあって、学業に精励している者について学長の認定により授業料を減免することができる。
- 2 災害その他により学費の支弁が困難となった者について学長の認定により、その学年の授業料を免除することがある。
- 3 本条及び第51条による授業料の減免に関する規程は別に定める。
- (授業料減免の取消)
- 第51条 前条により授業料の減免を受ける者が学業を怠り又は品行不良に流れ、その他学長において減免の理由が消滅したと認定するときは、その減免を取消す。
- 第8章 教職員組織
- (学長)
- 第52条 本学に学長を置く。
- 2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- 3 学長は、校務に関する最終決定権を有する。ただし、その決定に際しては、教授会等の審議機関の意見を参酌し、その意思を尊重しなければならない。
- (教職員)
- 第53条 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び職員を置く。
- 2 本学に特任教授、客員教授、特任講師、特命講師及び非常勤講師を置くことができる。
- 3 教授、准教授、専任講師及び助教は学生を教授し、研究に従事する。
- 4 特任教授、客員教授、特任講師、特命講師及び非常勤講師の職務は別に定める。
- 5 職員は所定の業務に従事する。
- (副学長、学部長その他)
- 第54条 本学に副学長、学部長、全学共通教育センター長、図書館長、事務局長及び事務局課長、その他を置く。
- 2 副学長は、学長が行う大学の運営全般に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるとき又は学長が欠けたときは、学長の職務を代理又は代行する。副学長が2人の場合の代理又は代行する者の順位はあらかじめ学長が定めるところによる。
- 3 学部長は学長を補佐してそれぞれの学部に関する校務をつかさどる。

- 4 全学共通教育センター長は学長を補佐し、全学共通教育センターを管掌する。
- 5 図書館長は学長を補佐してその分掌を管掌する。
- 6 事務局長及び事務局部長は別に定めるところにより学長を補佐してそれぞれの分掌を管掌する。

(兼任教員)

第55条 学長は必要がある場合には兼任の講師を囑託することができる。

#### 第9章 教授会及び代議員会 (教授会)

第56条 本学に教授会を置き学長、教授、准教授及び専任講師をもってこれを組織する。

- 2 学長は全学教授会を招集しその議長となる。学部長及び全学共通教育センター長は各教授会を招集しその議長となる。ただし、特別の事情があるときはその限りではない。

#### 第57条 削除

(教授会規程)

第58条 全学教授会及び各教授会に関する規程は別に定める。

(代議員会及び代議員会規程)

第58条の2 本学に代議員会を置く。

- 2 代議員会に関する規程は別に定める。

第10章 特別聴講学生、科目等履修生及び科目聴講生  
(特別聴講学生)

第59条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学、及び大学に相当する高等教育機関を含む。）との協定により、他の大学等の学生を特別聴講学生として、本学の授業科目について聴講を許可することができる。

- 2 特別聴講学生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

- 3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第60条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望するときは、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生として出願できる資格は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 学位授与機構に定める基礎資格を有する者
- (2) 5科目以内での単位修得で、教育職員免許状取得見込の者
- (3) 高等学校卒業者及びこれと同程度の学力を有する者

- 3 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

- 4 前3項に定めるもののほか、科目等履修生に関する規程は別に定める。

(科目聴講生)

第61条 本学の授業科目につき、聴講を希望する者があるときは、選考のうえ科目聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 科目聴講生として出願できる資格は、高等学校卒業程度又はそれ以上の学力を有する者とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、科目聴講生に関する規程は別に定める。

#### 第11章 外国人学生

(外国人学生の入学許可)

第62条 外国人であって本学に入学を志願する者があるときは、その学力を考査し、入学又は聴

講を許可することができる。

(外国人学生に対する規定の準用)

第63条 外国人学生にはこの学則その他本学に定める諸規程を準用する。

#### 第12章 図書館

(図書館)

第64条 本学に図書館を置く。

(図書館規程)

第65条 図書館に関する規程は別に定める。

第13章 国際交流会館、厚生保健施設及び学生相談  
(国際交流会館)

第66条 本学に国際交流会館を置く。

- 2 国際交流会館に関する規程は別に定める。

(厚生施設)

第67条 本学に学生及び教職員の厚生施設を置く。

- 2 厚生施設に関する規程は別に定める。

(医療・保健)

第68条 本学に医務室を設け校医及び保健要員を置き、学生及び教職員の衛生保健に関する相談、指導並びに救急処置等にあたる。

- 2 学生及び教職員の保健のため毎年1回健康診断を行う。

(学生相談)

第69条 本学に学生相談室を置き学生生活上の諸問題につき相談をうけ、助言及び指導を行う。

- 2 学生相談室に関する規程は別に定める。

#### 第14章 賞罰

(表彰)

第70条 人物学業が優秀なる者に対してはこれを表彰することができる。

(懲戒)

第71条 学生が本学の規則に背き、又は学生の本分に反する行為のあるときは学長は教授会の意見を徴しこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第72条 懲戒は次のとおりとする。

- (1) 譴責

- (2) 停学

- (3) 退学

- 2 次の各号の一に該当する者に対しては退学を命ずる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な事由なくして出席常でない者

- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

#### 第15章 奨学

(奨学制度)

第73条 本学に奨学制度を設ける。

(奨学規程)

第74条 奨学制度に関する規程は別に定める。

付 則

(省略)

## 規程・規約

### ○東京経済大学全学学生会館規則

1975年10月20日制定

(設置及び名称)

第1条 本学大学学則第67条に基づき、本学に学生会館、学生厚生会館及び葵陵会館からなる全学学生会館を置く。

(全学学生会館の目的)

第2条 全学学生会館は、学生の自主的課外活動を発展向上せしむるとともに、学生、教職員並びに校友等本学関係者相互の人的交流に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 全学学生会館の基本的管理権は、設置者主体及び教育主体としての大学に属する。

2 大学は、前項に抵触しない範囲で全学学生会館の管理運営業務を学生によって選出され、組織された機関に委嘱する。

3 食堂、書籍・文具・食品等店舗及び喫茶室の管理運営は、全学学生会館の他の施設設備と区別して取扱うものとする。

(全学学生会館委員会)

第4条 全学学生会館を設置目的にしたがって管理運営するために、大学に全学学生会館委員会を設ける。

2 全学学生会館委員会の規則は、別に定める。(学生委員会)

第5条 本学が管理運営業務の一部を委嘱するについては学生は、全ての学生の自由な意志を反映し、円滑かつ公正にこれを行うために委員会を設けるものとする。

2 前項による学生の委員会は、大学が公認する学生会、体育会、文化会、新聞会、ゼミナル連合会、葵祭実行委員会、生協学生委員会の7団体よりそれぞれ1名の代表を選出し、構成する。(協議及び合意)

第6条 全学学生会館委員会と学生の委員会は、必要に応じて随時、次に掲げる事項につき協議し、合意するものとする。

(1) 全学学生会館の使用、管理運営に関する事項  
(2) 全学学生会館委員会、学生の委員会がそれぞれ提出する事項  
(業務の所管)

第7条 全学学生会館(食堂、書籍・文具・食品等店舗及び喫茶室を除く。)の管理運営業務は、学生支援部学生課の所管とする。

(設備の区分)

第8条 全学学生会館の諸設備は、その用途にしたがい、次のように区分する。

(1) 学生専用設備

ア 学生団体室・サークル部屋

(2) 共用設備又は施設

ア 葵陵会館1・2階の各ラウンジ

イ 葵陵会館3階の小ホール・各集会室

ウ 学生厚生会館1階の学生ラウンジ

エ 学生厚生会館3階の各和室・ミーティングフロア

オ 学生会館地階の共同印刷室、各音楽練習室

カ 学生会館4階の各音楽練習室兼会議室

キ 食堂・書籍・文具・食品等店舗

(学生専用設備)

第9条 前条第1号の学生専用設備は、学生諸団体が主として使用する。

(共用設備)

第10条 第8条第2号のうち、ラウンジ、食堂、ミーティングフロア、書籍・文具・食品等店舗を除いては、学生、教職員、校友その他本学関係者が、その必要に応じ、その都度期日、時間を特定した上で使用するものとする。

2 第8条のうち、ラウンジ、食堂、ミーティングフロア、書籍・文具・食品等店舗は、本学関係者が自由に利用するものとする。

(全学学生会館の使用)

第11条 全学学生会館の使用については、別に定める使用細則によるものとする。

(費用負担)

第12条 全学学生会館施設、設備の維持(光熱水費、清掃費などを含む)、改修にかかわる費用以外は、原則として大学は費用を負担しない。ただし、食堂、書籍・文具・食品等店舗及び喫茶室の費用負担については、別に定めるところによるものとする。

2 全学学生会館の使用にかかわる前条以外の費用及び学生の委員会の活動に要する費用は、それぞれにおいて自己負担するものとする。

3 本学関係者以外に臨時に全学学生会館使用を許可するときは、相応の使用料を納入させる。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、学生の委員会の意見を聞いた上で、全学学生会館委員会の発議に基づき、学生委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

(省略)

2010年12月15日制定

(目的)

第1条 全学学生会館（学生会館・葵陵会館・学生厚生会館）の使用は、この細則の定めるところによる。ただし、食堂・書籍・文具・食品等店舗については、別に定める。

(利用の心構え)

第2条 全学学生会館の使用にあたっては、公共施設利用の良識と善意をもってするほか、課外活動の発展向上を達成することに努力するものとする。

2 全学学生会館の使用にあたっては、設備保全維持、清掃、整理・整頓等環境及び秩序の維持並びに防災、防犯、防火に対し、充分に留意するものとする。

3 全学学生会館内での火気の使用は、所定の場所に備え付けられたものに限る。

4 全学学生会館内では、他の学生・教職員、近隣住民等に迷惑をかける騒音や大声を出すことなどの迷惑行為は行わないように留意して活動を行う。

(利用時間・利用者)

第3条 全学学生会館を利用できる時間と利用できる者は、次のとおりとする。

建物名	施設名	利用者	利用可能時間
学生会館	学生団体室・サークル部室、器具庫・楽器庫・倉庫（地階～4階）	本学学生	9:00～21:30
	共同印刷室（地階）	本学学生	9:00～20:00
	音楽練習室（地階）	①本学学生 ②学生支援部	9:00～20:00 （日曜祝日は18:00まで）
	音楽練習室兼会議室（4階）	学生課が特に認めた者	9:00～21:00 （日曜祝日は18:00まで）
葵陵会館	ラウンジ（1階・2階）	①本学学生 ②本学教職員 ③学生支援部	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
	小ホール（3階）	学生課が特に認めた者	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
	集会室（3階）	学生課が特に認めた者	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
	学生ラウンジ（1階）	①本学学生 ②本学教職員 ③学生支援部	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
学生厚生会館	和室（3階）	学生課が特に認めた者	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
	ミーティングフロア（3階）	学生課が特に認めた者	9:00～21:00 （日曜祝日は原則休館）
	学生団体室・サークル部室、倉庫（4階・5階）	本学学生	9:00～21:30

2 前項の定めに関わらず、3日前までに学生支援部学生課（以下、「学生課」という。）に申請し、許可された場合、学生団体室・サークル部室に限り、23:00まで利用することができる。

3 全学学生会館における宿泊は、理由の如何を問わず、認めない。

4 本学が指定した場所以外での飲酒・喫煙は厳禁とする。これらの行為を行った団体・サークルは学生団体室・サークル部室を含む全学学生会館の使用を停止する。

5 祝日授業日、授業休止期間及び入学試験等の大学行事日については別に利用時間を定める。また、日曜・祝日等の外部貸出時の葵陵会館ラウンジや学生厚生会館ラウンジについては別に定める。（学生専用スペースの管理）

第4条 大学は、学生会館並びに学生厚生会館の学生団体室・サークル部室の各室の各1個の鍵の管理を各団体代表者に委嘱する。大学より鍵を受領した各団体代表者は、責任を持ってその管理に当たるものとする。また、体部等の理由で学生団体室・サークル部室を使用しなくなった場合は、速やかに部室の鍵を大学に返却する。なお、原則として、鍵の複製は禁止する。

2 楽器庫、器具庫、倉庫等の専用部分については、専用団体が、その管理責任を負うものとする。なお、本学の許可なく、全学学生会館内の設備・備品の移動はできない。

3 学生団体室・サークル部室及び楽器庫・器具庫・倉庫の割り当ては、東京経済大学全学学生会館規則第5条に定める学生の委員会が学生課と相談の上、行う。

4 その他、学生団体室・サークル部室の管理にあたっては学生団体・サークルが毎年大学に提出する誓約書のために従うものとする。（共用スペースの管理）

第5条 全学学生会館のラウンジ等を除く施設管理している共用スペース並びに学生課倉庫等の鍵は、学生課が保管管理し、使用申込みに応じて、貸出を行うものとする。（全学学生会館の利用方法）

第6条 全学学生会館の共用スペースの使用申込みをできる者は、第3条に規定した者とし、使用申込み者は、大学が定める所定用紙に、その都度、使用団体名、使用目的、使用希望施設名、使用時間、使用人数と構成内容等を記載し、申請し、許可を受けなくてはならない。また、本学の学生は学生証を提示しなくてはならない。なお、使用目的が東京経済大学全学学生会館規則第2条に定める全学学生会館の目的にふさわしくない場合は、許可しないものとする。

2 使用申込者は、使用許可を受けた施設につき一切の責任を負う。

3 施設以外に備え付けの什器備品を使用する時は、所定の借用申込書により許可を受けなければならない。

4 本条第1項による申請に対しては、原則として申込順に許可するものとする。ただし、本学にやむを得ない都合が生じた時は、許可後もこれを変更し、又は取り消すことがある。

5 共同印刷室の使用については、学生課が定める使用ルールにしたがう。

- 6 ラウンジ、ミーティングフロア等におけるダンス・音楽活動等の迷惑行為は禁止する。  
(違反・罰則)
- 第7条 大学は、前条までの各条の定めに違反した場合は、学生の委員会と協議し、該当者又は所属団体の使用につき、制限又は禁止の措置をとることができるものとする。
- 2 全学学生会館を使用又は利用するにあたり、故意又は重大な過失により設備・備品等を破損・滅失した者には、大学はこれを賠償させることができるものとする。  
(規定の改廃)
- 第8条 この細則の改廃は、学生の委員会の意見を聞いた上で、全学学生会館委員会の発議に基づき、学生委員会が行う。

## 付 則

- 1 この細則は、2010年(平成22年)12月15日から施行する。
- 2 この細則の施行により、「葵陵会館使用細則」、「学生会館使用細則」及び「学生厚生会館使用細則」は廃止する。

## ○村山研修ハウス使用内規

1990年10月1日制定

- 1 入館・退館時の手続き
- (1) 使用者は、入館の際使用許可書を村山校舎守衛所へ提示し、鍵を受け取り、警備員の指示に従い使用すること。
- (2) 退館の際は、守衛所に使用終了の報告をするとともに鍵を返却すること。
- 2 使用期間
- (1) 同一団体が連続して使用できる期間は、原則として6泊7日以内とする。
- (2) ただし、特別の事情のある場合はこれを超えて使用できる。
- 3 使用時間
- (1) 受付時間 9:00～17:00
- (2) 宿泊時の入館・退館  
[入館] 14:30以降  
[退館] 11:00以前
- (3) 食堂使用(自炊)  
[朝食] 7:00～9:00  
[昼食] 11:30～13:30  
[夕食] 18:00～21:00
- (4) 入浴  
[夏期] 18:00～21:00  
[冬期] 17:00～20:00
- (5) 消灯(宿泊室を除く) 23:00(警備員巡回時間)
- (6) 門限 22:00
- 4 使用料金(1名当たり)

使用料金	金額
一日につき	100円
一泊につき	300円

## 5 注意事項

- (1) 館内での火気取扱いには細心の注意を払い、火災予防には万全を期すこと。
- (2) 館内での喫煙は厳禁とする。
- (3) 館内での飲酒については原則禁止とする。  
ただし、教職員が同行するゼミやサークル及

- び学生課が事前許可をした団体については、食堂のみ21:00までは認める。
- (4) 館内、特に食堂・厨房は、常に整理・整頓し、清潔にしておくこと。
- (5) 貴重品は備え付けの金庫に保管するなどして盗難(事故)防止に万全を期すこと。
- (6) 館内の救護室には看護師が配置されていないので、病人・けが人が人の処置については、判断を誤らないよう細心の注意を払うこと。
- (7) ゴミは、可燃ゴミ、不燃ゴミ、ビン・缶を区分し、最終日に指定されたゴミ置き場に出すこと。
- (8) 館内の他の使用者及び近隣住民に迷惑をかける行動はしないこと。
- (9) 基本設備以外は完備していないので、寝具類・洗面用具等は各自で準備すること。
- (10) 飲酒、喫煙、ゴミ捨て、食堂・厨房利用等の使用ルールを守らない場合や近隣への迷惑行為を行った場合には、研修ハウスの使用を停止することがある。

## 6 使用内規の改廃

この使用内規の改廃は、学生委員会の議を経て、大学運営会議が行う。

## 付 則

この使用心得は、1990年(平成2年)10月1日から実施する。

## 付 則

この使用内規は、村山研修ハウス使用心得の名称を変更し、2012年(平成24年)4月1日から改正施行する。

2010年10月23日

東京経済大学は、建学の理念である「進一層」と「責任と信用」を実現するものとして、地球規模でその実現が求められている「環境と共生する持続可能な社会の創造」への貢献を本学の重要な使命であると認識してきました。本学創立110周年にあたり、ここにあわせて、本学キャンパスに集うすべての者が、持続可能な社会の創造を自らの責任として自覚し、以下の理念と環境方針の下に、エコキャンパスの一層の推進を目指すことを宣言します。

東京経済大学は、国分寺崖線に位置して武蔵野の自然を保護してきた大学として、自然との共生の重要性を認識し、持続可能な社会の構築に積極的に寄与することが大学の重要な役割であると考えます。教職員、学生をはじめとする大学のキャンパス内の全ての関係者は、教育研究をはじめとする大学のすべての活動を通じて、地球環境と調和し、自然と共存する「エコキャンパス」の一層の推進に取り組みます。

1. 本学国分寺キャンパスが国分寺崖線にそって広がる緑の回廊の一部をなすことの意義を十分認識し、その生態系を健全な状態に維持することを目指します。
2. 国分寺崖線に位置し、武蔵野に残された湧水・新次郎池を有する大学として、水循環に配慮したキャンパスづくりをすすめます。
3. エネルギー使用量の削減に努め、2020年までに使用量10%削減を目標とします。
4. 環境負荷の少ない製品の利用、リサイクルの強化を図ります。ゴミ排出量については、2020年までに25%の削減を目標とします。
5. 騒音や排ガスをできる限り低減し、学内全面禁煙をすすめ、清淨な学内に優しいキャンパスづくりを目指します。
6. すべての学生が、共通教育、専門教育および課外活動を通じて、環境マインドを身につけることを目標とします。それぞれの専門において環境知識を習得し、持続可能な社会づくりに貢献できるよう、環境教育を充実します。
7. 持続可能な社会づくりに貢献する研究活動を充実します。
8. 良好な地域環境の再生・創造のために、地域との連携および地域への貢献を強化します。
9. 総合的かつ計画的に環境方針を実現するために、エコキャンパス実施計画を策定し、教職員、学生をはじめとするキャンパス内の関係者と情報を共有し、計画の実現に努めます。

2015年11月26日制定

1. 目的  
この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、東京経済大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生の支援を目的とする。
2. 基本理念  
本学は、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者がおたがいの人権を擁護し、相互に全人と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学を目指す。
3. 支援対象学生の定義  
支援対象の障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある、本学入学希望者及び本学学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。
4. 合理的配慮に基づく支援  
本学は、高い教養と専門的能力を培う教育の質を維持しつつ、障がいのある本学入学希望者及び本学学生の教育を受ける権利を保障するために、合理的配慮に基づく支援を行う。
5. 支援方針  
本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行う。  
  - (1) 障がいを理由とした受験断念をなくすことに努める。
  - (2) 修学権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図る。
  - (3) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。
  - (4) 情報入手やコミュニケーションへの配慮、試験、成績評価などにおける配慮や考え方を整理し、伝える。自己情報コントロール権に留意し、個人情報保護を守る。
  - (5) 学生が安全、かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化に努める。
6. 組織  
本学は、障がいのある学生を支援することを目的として、「障がいのある学生支援本部会議」（以下「本部会議」という。）を設ける。本部会議は、その下に、「障がいのある学生支援実務者会議」（以下「実務者会議」という。）を設ける。  
  - (1) 本部会議の構成員は、学長、副学長、事務局長とする。本部会議議長は学長がつとめる。本部会議は、障がいのある学生に対して支援を行う各部署及び関係委員会等の要請に従い、支援方針に基づく決定を行う。本部会議は、決定を行うにあたり、実務者会議の意見を聞くことができる。
  - (2) 実務者会議は、障がいのある学生の申し出に基づき、本部会議の指示にしたがってその都度関係者が招集される会議である。実務者会議の議長は学生支援担当副学長がつとめる。実務者会議は、当該学生の支援のあり方について、本部会議に意見を述べるができる。
  - (3) 本部会議及び実務者会議の事務局を学務部学務課に置く。

以上

## ○TKUスポーツ憲章

東京経済大学は、学生のスポーツ活動を、その100有余年に及ぶ歴史の中で、常に振興し、多くの華々しい成果を挙げてきました。それは、学生スポーツが、広い意味での教育の一環であり、学生の人的成長に大きく貢献するところがあると信じてきたからです。このたび、本学は、これまでのスポーツ活動の実績を踏まえつつ、将来におけるあり方を規定する方針について「憲章」の形で定め、広く学内外に示すことにしました。本学は、スポーツの本質と学生のスポーツ活動の重要性を理解し、直接的な支援、活動の場の提供、表彰制度、等々を通じて、学生スポーツをできる限り奨励することを目指し、以下の「憲章」を定めます。

### 1. 人的成長の場

本学は、スポーツ活動は教育の一環であり、正課教育と補い合って、学生の人間形成を実現する重要な活動であると考えます。そして、こうした考えに基づいて、スポーツ活動を支援します。

### 2. 学業とスポーツの両立

本学は、専門知識や教養の養成を目的とする正課教育とともに、スポーツ活動を通じた身体の鍛錬や精神の修養を重視し、その両立を目指します。

### 3. 建学の理念の追求

本学は「進一層」と「責任と信用」を建学の理念としています。「進一層」とは、進取の気概であり、絶えず自己改革を行おうとするチャレンジ精神を意味します。本学はスポーツ活動を通じて、「進一層」の精神を培うことを目指します。また、スポーツの実践は競技におけるチームプレーや組織運営におけるマネジメントの力を必要とします。本学は「責任と信用」の精神がスポーツ活動の振興によって醸成されることを期待します。

### 4. 「フェアプレイ」の精神と「スポーツマンシップ」の涵養

スポーツは肉体的な鍛錬の要素を持ち、身体的なエネルギーの発散を伴うものですが、けっして放縱な力の発散ではなく、ルールを遵守し、競争相手を尊重することが求められます。言い換えれば、「フェアプレイの精神」を持つことが必要です。いわゆる「スポーツマンシップ」とは、そのような「フェアプレイの精神」を徳目として具えていることを意味します。本学は、スポーツ活動を通じて、「フェアプレイ」の精神と「スポーツマンシップ」を培うことを目指します。

### 5. 大学のアイデンティティの形成とパブリシティの推進

本学は、第一義的には、スポーツを教育活動として位置づけます。しかし、単に教育的効果を追求めるだけでなく、スポーツ活動の成果が大学の構成員に求心力を与えることになるならば、それ

を歓迎します。また、学業とスポーツの両立が学生に活気を与え、学生の人的成長を促し、そのことによって本学の人材育成のあり方が社会的により評価されることになるならば、本学にとって望ましいことだと考えます。

### 6. 生涯スポーツの振興と地域スポーツへの貢献

日本の社会は高齢化の時代を迎え、国民の健康の増進は従来以上に重要になっています。本学は、学生がスポーツに親しむことを奨励し、生涯スポーツの礎を大学時代に築くことを支援します。また、可能な限り、地域スポーツの振興に寄与できるように配慮します。

## 学生支援の基本方針

本学は、学生の多様な個性を尊重し、学生一人ひとりが自らの将来像を描き、それに向けて学習その他の諸活動を行うために必要なさまざまな支援を行い、すべての学生が自立した社会人・職業人として社会に巣立っていきけるよう、全学的かつ総合的に努力を傾注する。

### 1. 学習支援

#### ①学習支援

学務課、学習センター等の学内諸組織が協働し、多面的な学習支援を行うことにより、正課の教育課程における学習の効果を高めるとともに、幅広い学習の機会を保障する。

#### ②学習相談

学習に関する相談体制を整備し、必要な学習相談を実施する。

#### ③資格取得支援

卒業後の進路に関連した資格試験の取得を志望する学生に対し、正課の教育課程とは別に、資格取得支援のための講座を提供する。

#### ④留学支援

国際社会のグローバル化に対応し、留学を希望する学生に対して外国で学ぶための支援を積極的に行う。

### 2. 学生生活支援

#### ①経済的支援

奨学金制度や緊急時の学費免除制度等を整備し、経済的支援を必要とする学生の修学機会を保障するよう努める。

#### ②課外活動

学生の文化的活動やスポーツ活動の活発化を目的として、必要な施設・設備の整備及び指導者の招聘等の支援を行う。

#### ③表彰制度

正課における学習や課外活動およびそれ以外の活動を対象とした表彰制度等を整備し、幅広い学生生活の活性化をはかる。

#### ④健康増進

心身の健康の維持と増進を図るために必要な支援を行う。

#### ⑤学生相談

学生の抱える諸問題に対処するとともに、学生の自律と成長を促進するために、専門的な技能を有する相談員を配置し支援を行う。

#### ⑥人権擁護（ハラスメント防止）

人権意識の啓発をはかり、学内における人権侵害の防止と救済のための体制を整える。

#### ⑦社会貢献・地域貢献支援

学生の社会貢献・地域貢献活動を支援する。

### 3. キャリア支援

#### ①キャリア形成支援

正課の教育課程とキャリアセンターを中心とした学内諸組織が協働し、さまざまなプログラムを提供することにより、学生のキャリア形成を支援する。

#### ②就職支援

学生が自発的に卒業後の進路を選択・決定することができるよう、個別相談を中心にさまざまな就職支援行事を行う。

### 4. 協力団体との連携

本学の卒業生団体である「東京経済大学葵友会」、学生の保護者の団体である「東京経済大学父母の会」、その他協力団体等との連携を深めることにより、学生の学習支援、学生生活支援、キャリア支援の一層の充実をはかる。

○東京経済大学学生会規約

1968年(昭和43年)9月18日制定  
2019年6月26日一部改正

本会及び執行部は、以下に定める規約に従い、学生の自治及び総意に基づき本学学生のために活動し、学問の自由を擁護し、学生生活全般の充実を図るとともに、学風を高揚し、政治活動に参加せず、本学学生及び本学周囲への本会の活動の理解に努めるとともに、併せて本学学生の将来的な活躍や発展に寄与することを目的とする。

第1章 総則

第1条 (名称・所在) 東京経済大学(以下、「本学」という。)に学生のみによって構成される東京経済大学学生会(以下、「本会」という。)をおく。

2 本会に所属する学生の中から民主的な選挙によって選出された執行組織である東京経済大学学生会執行部(以下、「執行部」という。)を本会におく。

3 前項の本部を東京都国分寺市南町1丁目7番34号に所在する本学国分寺キャンパスにおく。

第2条 (構成) 本学の全学部生を本規約内においては学生会員と称する。

2 本会は学生会員によって構成される。  
執行部及び評議委員会は、学生の学内における基本的な人権を擁護し、学内における学生の活動を維持し、増進するように努めなければならない。

第2章 学生会員

第4条 (学生会員の権利) 学生会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 執行部の選挙権及び被選挙権
- (2) 学生大会の議決に参加する権利
- (3) 本規約の定めに従い、学生大会または評議員会議の開催を執行部に対して求める権利
- (4) 規約の定めに基づき、権利の制限等の制裁を執行部及び評議委員会から受けない権利
- (5) 規約の定めに従い、本会の活動について報告を求め、活動に関する記録、帳簿等を閲覧する権利
- (6) 規約の定めに従い、執行部の機関に自らの意思で参加し、討議する権利

第4条の2 (学生会員の義務) 学生会員は以下に掲げる義務を有する。

- (1) 本規約に定める会費及び入会費の納入義務
- (2) 本規約及び学生大会の決議の結果を尊重し、本会の活動に協力するよう努力する義務

第3章 機関

第1節 学生大会

第5条 (最高決議機関) 学生大会は、本会の最高決議機関であり、学生会員の最高意思決定機関である。

第6条 (学生大会の成立要件ならびに流会要件) 学生大会は学生会員の5パーセント以上の出席または委任状の提出による参加をもって成立とする。

2 学生大会の開始時間から30分を経ても出席者数が前項の大会成立要件を満たさない場合、学生会長は学生大会の流会を宣言しなければならない。

第7条 (学生大会の開催時期) 学生大会は、原則として1年に1度以上学生会長の名で招集し、

第8条第1項各号で定めた内容及びその他必要な事項について審議を行う。

2 執行部は原則として毎年6月に学生大会を開催しなければならない。

3 学生大会の招集は開催日の7日前までに日時・場所・審議事項を明記し公表するものとする。

第8条 (学生大会の審議事項) 学生大会においては次に掲げる事項を審議、決議することができる。

- (1) 本会の基本方針に関する事項
  - (2) 本会の予算及び決算に関する事項
  - (3) 本規約に関する事項
  - (4) 第17条の2第1項第2号に定める要求を行うために必要な事項
  - (5) その他、議長の許可を経て審議される事項
- 2 学生大会で審議されるすべての審議事項は学生会長出席者の過半数の賛成がなければ可決されない。

第9条 (臨時学生大会) 次の各号に該当する場合、学生会長は臨時学生大会を開催しなければならない。

- (1) 学生大会において開催を決定した場合
- (2) 評議委員会が学生大会の開催を決定した場合
- (3) 学生会員の3パーセント以上の署名による要求があった場合

2 臨時学生大会における日時・場所・審議事項等の明示は第7条第3項を準用する。

第10条 (議長) 学生大会の議長は1名以上で構成され、学生会長の推薦並びに出席者の過半数の賛成により任命される。

第11条 (議長の責務) 議長は、学生大会の秩序を保持し、審議事項の整理、また学生大会を円滑に進行するために学生大会出席者を統括する。

第11条の2 (傍聴者) 学生会員以外の傍聴者は出席者の過半数の賛成及び、議長の賛成がなければ傍聴することができない。

2 前項の決議の結果傍聴を認められた者は傍聴権を有する。

3 傍聴者は第4条及び第4条の2の権利及び義務を有さない。

第12条 (緊急動議) 学生大会の参加者から緊急動議が出された場合、議長は必要に応じてこれを取り上げ、審議事項に加えなければならない。

第13条 (議事録) 議長は、執行部役員が作成した議事録に署名または捺印し、学生大会から20日以内に執行部に提出しなければならない。

第14条 (解任決議) 学生大会の参加者の過半数が必要と認められる場合、議長または執行部役員の解任決議を審議事項に加えることができる。

2 前項に定める審議事項の審議の結果、過半数以上の者が解任について賛成の場合、議長または執行部役員は遅滞なく辞任しなければならない。

第15条 (解任に伴う暫定役員) 前条第2項により執行部の役員が辞任したときは、暫定役員が職務を行うものとし、学生大会又は、暫定の執行部役員全員が参加する会議で、次に行われる学生大会までの当該役職を行う者を決定する。

第16条 (公示) 学生会長は、学生大会終了後、直ちにその決定事項を公示しなければならない。

第2節 学生会執行部

第17条 (執行機関) 執行部は、前文の目的及び

第3条の基本理念に基づき、学生大会及び執行部役員によって構成される会議で定める方針に従って活動を行う機関である。

第17条の2(執行部の活動目的) 執行部は前文の目的を達成するために、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 学生大会を開催すること。
- (2) 学生大会及び臨時学生大会で可決された決議実現のための学長への要求を行うこと。
- (3) 評議委員会、執行部会議運営に必要な会議を行うこと。
- (4) 機関紙または、冊子等の作成・発刊を行うこと。
- (5) 学生会員への調査及び学生会員の要望を取り入れた行事を行うこと。
- (6) 執行部の活動を行う上で必要な調査並びにアンケート等を実施すること。
- (7) その他本会運営及び執行部の運営に必要な活動を行うこと。

第18条(役員) 次に掲げる者は執行部の役職者とする。

- (1) 学生会長1名
- (2) 副会長2名以下
- (3) 前項に掲げる者以外の役員を執行委員と称し次の各号に掲げる者を執行委員の中から選出する。
  - (1) 書記
  - (2) 会計
- (4) 前2項までの者を執行部の役員とする。

第19条(役員任期) 第18条各項の者の任期は第7条第2項の学生大会の日から1年間とする。ただし、第14条、第19条の3、第20条、第20条の2に基づき役員が執行部の職務を失った場合はこの限りではない。

第19条の2(役職者の指揮命令権) 学生会長及び副会長が次条に定める懲戒に関する審議及び第20条第3項に定める懲戒時季変更権を執行委員と共謀し行使することを防止するため、役員の仕事に関する権利について学生会長及び副会長は執行委員から独立していなければならない。

2 学生会長及び副会長は、執行部又は、学生会員又は、本学に損益であると判断する場合、執行委員に対して業務における指揮命令権を行使ことができ、当該指揮命令権の行使を受けた執行委員は当該指揮命令権に服する義務を負う。

3 学生会長もしくは副会長のいずれかに事故ある場合は、学生会長もしくは副会長のいずれかが当該役職者の業務を代行する。ただし、執行委員は、選挙での信任によらなければ代行権を行使できない。

4 学生会長及び副会長は、執行委員の会務における監督者責任を共同で負うものとする。

第19条の3(懲戒権) 役員または、学生会員が執行部の業務遂行に適切でない者が執行部に存在すると判断する場合は、学生会長及び副会長はその者に対して懲戒を与えることを審議することができる。ただし、懲戒を与えるにあたっては、懲戒の対象になる行為を明確にし、懲戒の内容の相当性、懲戒の期間の相当性、懲戒を与えることそのものに関する相当性を勘案し、且つ懲戒を受ける者の意見を適切に聴取し、その上で必要がある場合に限り行わなければならない。

2 懲戒に関しては別途規程を定める。

第20条(役員自主的な退任) 役員は執行部退任請願書(以下、請願書という。)を学生会長に提出する権利を有する。ただし、請願書の提出は退任希望日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

2 請願書には以下の事項が記載されていなければならない。

- (1) 退任希望日
- (2) 退任理由
- (3) 業務で知り得た情報の口外を行わない旨の宣誓
- (4) 退任者が行っている業務又は、行っていた業務に関する引き継ぎ等を行う旨の宣誓
- (5) 前号までの宣誓に対する自筆による署名および捺印

3 前項各号の内容が具備されている場合に限り、学生会長は当該請願書について、役員のみで行われる会議で、当該請願書に対する役員からの意見を求め、総合的に判断し、退任を許可することができる。ただし、当該退任者の退任が執行部の業務に著しい障害を発生させると執行部の総意により判断する場合、学生会長は退任時期を最低限の期間(原則として、退任希望日から1月以内。)で変更することができる。

4 第2項第4号の宣誓が退任希望日を過ぎた場合、当該退任者は宣誓内容の履行を完了するまで退任することができない。

5 学生会長は、当該退任者の退任を認めた場合、退任後遅滞なく、退任者及び退任理由を公示しなければならない。

6 学生会長は、当該退任者の退任を認めた場合、第7条第2項に定める学生大会において、その旨を学生会員に対して公表しなければならない。

第20条の2(会長等の強制的な退任) 執行委員の過半数の者が学生会長又は副会長の業務行為が権利濫用であると判断した場合、次の各号に掲げる場合に限り学生会長又は副会長を退任させることができる。

- (1) 第7条第2項に定める学生大会又は第9条に定める臨時学生大会において出席した学生会員の3分の2以上の賛成があった場合。
- (2) 学生会員の5パーセント以上の署名があった場合。
- (3) 評議委員会会議の出席者の全会一致の賛成があった場合。

第20条の3(役員権利) 役員は次の各号の権利を有する。

- (1) 予算の使用権
- (2) その他必要な業務を行う権利

第20条の4(役員義務) 執行部及び役員は以下の義務を負う。

- (1) 役員は、学生大会の決定を誠実に履行するよう努力する義務。
- (2) 役員は学生大会、定例で行われる会議その他必要会議に参加する義務。
- (3) 本規約に定めのない適当な業務を遂行する義務。

第21条(役職者の任務) 第18条第1項各号及び第2項各号の者の任務は次に掲げる通りとする。

- 1) 学生会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 2) 副会長は学生会長を補佐し、学生会長が職務を執行できない場合、その職務を代行する。
  - 3) 書記は会務を総括し、組織活動全般を行う。
  - 4) 会計は執行部の会計を担当し、会計業務に関する一切の責任を負う。
- 2 前項に定める役員以外の役員は、必要な業務を行う。

#### 第22条 (特別役員) 削除

第23条 (局の設置) 執行部は業務の円滑な遂行のため、執行部の補助機関として、書記、会計、渉外の3局を置く。なお、学生会長は必要と認めるときにこのほかに局を置くことができる。

#### 第3節 評議委員会

第24条 (評議委員会) 評議委員会は本会の組織として、執行部役員及び各学年から選出された学生評議員によって構成される。また、評議委員会の招集は学生会長が行う。

第24条の2 (評議員説明会) 執行部は、年に1度、学生評議員の権利及びその他必要な情報を伝達する手段として、説明会を開催しなければならない。

第25条 (評議委員会の開催) 次の各号のいずれかに該当する場合、学生会長は評議委員会を開催しなければならない。

- (1) 学生評議員の4分の1以上からの要求がある場合。
- (2) 学生会員の1パーセント以上の署名による要求があった場合。
- (3) 学生会長が必要と認めた場合。

第26条 (評議委員会の開催要件) 評議委員会は、全学生評議員数の5パーセント以上の賛成をもって成立し、議決には出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

第27条 (評議員の選出) 学生評議員は原則として立候補により、1年次に各クラス2名以上選出される。

第28条 (評議員の義務) 評議委員会は執行部と連携し、クラス及び学生会員に対して学生大会その他の活動を広く周知する活動を実践する。

第29条 (評議員の任期) 学生評議員の任期は4年間とし、原則として、4月1日から4年後の3月末日迄とする。

第30条 (評議員の改選) 学生評議員は出席者の3分の2以上の賛成を以て改選することができる。

#### 第4章 会計

第31条 (会計担当者) 本会の会計は、執行部が管理し、会計局長を最高責任者とする。会計局長は、本会の財産を執行部の決議を経ずに処分することはできない。

第32条 (収入) 本会の経費は、会費その他の収入を以てこれにあてる。一旦納入された会費は返還することはできない。ただし第二学期の休学、退学その他の理由で授業料その他の返還を受ける場合はこの限りではない。

第33条 (会費の額) 本会の会費は、入会金を100円、年会費を750円とし、授業料とともに年額納入する。納入に伴う会計事務は本会に委託するものとする。

第34条 (会計年度) 本会の会計年度は原則として4月1日から翌年の3月末日迄とする。

第35条 (決算書の作成) 会計局長は、会計年度毎

に決算書を作成し、会計監査役による監査を受け、学生大会の承認を得なければならない。

第36条 (予算案の作成) 会計局長は、新年度予算案その他の会計報告書を作成し、執行部の審議を経て、学生大会において承認を得なければならない。

第37条 (会計処理規則の制定) その他会計に関する事柄は、本規約のほか執行部の定める会計処理規則に従う。

第38条 (会計監査役) 第35条に定める会計監査は次の通りとする。

- (1) 会計監査役である学生会員3名による監査
- (2) 公認会計士による監査

第39条 (会計監査役の任期) 学生会計監査役の任期は1年間とし、原則として4月2日から翌年の4月1日迄とする。公認会計士による会計監査役は任期を定めず、必要に応じて監査の依頼を行う。

第40条 (監査権限) 会計監査役は、必要と認める場合直ちに会計を監査する権限を有する。

第41条 (監査結果の報告) 監査の結果は、学生大会を通じて学生会員に報告しなければならない。

#### 第5章 選挙

第42条 (選挙管理委員会) 役員選挙は選挙管理委員会(以下、選管委員会とする)が執行する。

第43条 (選挙管理委員の選出) 選管委員会は、学生会員により選出される。

- 2 選管委員会は選挙に対して全権と全責任を有する。
- 3 選管委員会は互選または立候補または推薦により選挙管理委員長を選出し議長はこれを任命しなければならない。

第43条の2 (選挙の実施) 選管委員会が実施する役員選挙は第7条第2項の学生大会の開催日と同日に行われなければならない。ただし、別に定めのある場合はこの限りではない。

第44条 (選挙管理規定の制定) 選管委員会及び選挙管理の詳細については別途規定を設ける。

#### 第6章 雑則

第45条 (規約の改正) 本規約の改正は、学生大会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

第46条 (規約の効力) 本規約は、第45条の規定に従い、承認された時点を以て効力を発する。ただし、別に定めのある場合は、この限りではない。

第46条の2 (施行細則の制定) 本規約の施行細則を別途定める。

第47条 (施行日時) 本規約は1968年9月18日より施行する。

#### ○東京経済大学新聞会則

2008年4月1日制定

#### 第1章 総則

第1条 (名称・所在) 本会は、東京経済大学新聞会(以下、「本会」とする)と称し、本会を東京都国分寺市1丁目7番34 東京経済大学(以下、「本学」とする)内におく。

第2条 (目的) 本会は、この規約の定めるところに従い、本学内における学生の自主的な報道機関として、学問の自由と学生の生活と権利を擁護し、学生生活を充実させるために、平和と民主主義の精神に基づき、常に真実を追究し、それを報

道すると共に文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動） 本会は、第2条の目的を達成するために「東京経済大学新聞」の発行、及びその他必要と認められる諸活動を行う。

第4条（機能） 本会は、本学に所属する全ての学生を代表する報道機関である。

第5条（新聞会員の定義） 新聞会員（以下、「会員」とする。）は、本学に所属し、新聞会費を納める学生のうち、本会則第22条の定めるところに従い、活動する意志が認められる学生によって構成される。

## 第2章 機関

### 第1節 総会

#### 第6条（総会の定義）

本会における最高議決機関であり最高意思決定機関は総会である。総会は第5条に規定された会員の過半数の出席によって成立する。なお、やむを得ない事情により出席することができない者は委任状を提出し、出席に代えることができる。

#### 第7条（開催）

定例総会は毎年1回開催し、会長がこれを招集する。また次の項目に該当する場合は、臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 執行委員の3分の1以上の要求があった場合
- (2) 会員の4分の1以上の要求があった場合
- (3) 会長が開催を必要と判断した場合

#### 第8条（議題）

定例総会において議題として提出できるのは次の項目に該当するものとする。

- (1) 本会の基本方針に関する案件
- (2) 新聞の編集方針に関する案件
- (3) 本会の予算・決算に関する案件
- (4) 本会の規約に関する案件
- (5) 執行委員、その他必要と認められる人事決定の案件
- (6) その他必要と考えられる事項

#### 第9条（議決権）

総会においては、議長・書記・その他必要と認められる総会役員を置く。この場合、総会役員は執行委員以外から選出することが望ましく、役員を含め全ての会員は議決権を有することとする。

#### 第10条（定例会議）

会活動を円滑にするため、日常的な議決機関として週1回、定例会議を開く。定例会議では第8条に掲げる案件等を具体化させ、今後の活動を決定する。定例会議は会員の半分以上の出席で成立し、出席者の過半数によって議決する。議長は原則として会長があたるものとする。

#### 第11条（編集会議）

新聞の発行にあたって新聞制作の機関として編集会議をもつ。編集会議は編集局長が必要に応じて招集し、議長は原則として編集局長があたるものとする。

### 第2節 執行委員会

#### 第12条（執行委員会の設置）

本会は、第2条の目的を達成するために、その執行機関として執行委員会をおく。

#### 第13条（執行委員会の構成）

執行委員会は、会長・副会長・編集局長・会計局長・書記局長の5職によって構成され、これを執行委員と呼ぶ。

#### 第14条（執行委員会の代表）

執行委員会は、本規約に基づき活動しの方針に従う機関であり、その代表を会長とする。

#### 第15条（議決権）

執行委員会は総会において議題を提出し、各執行委員は議決権を有する。

#### 第16条（執行委員会の開催と決議）

次の項に該当する場合、会長は執行委員会を招集しなければならない。

- (1) 3名以上の執行委員の要求があった場合
  - (2) 会員の4分の1以上の要求があった場合
  - (3) 会長が必要と認めた場合
- 議決権は過半数で決議とする。

#### 第17条（執行委員会の任期）

執行委員は定例総会において選出され、その任期は定例総会から1年までとする。但し、重任を妨げない。

#### 第18条（執行委員の兼任）

執行委員の兼任は、会長を除いた4職についてののみこれ認める。但し、1人が就ける職は2職までとする。

#### 第19条（欠員の補充）

執行委員に欠員が生じた場合には臨時総会を開き、直ちに補充しなければならない。但し、後任執行委員の任期は前任者の残余期間とする。

#### 第20条（執行委員会の前任）

執行委員の任務は次の通りである。

- (1) 会長は、本会を代表し、議決機関を招集し、執行委員会および本会を統括する。
- (2) 副会長は、会内外において会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
- (3) 編集局長は、一切の編集活動を代表し、編集会議、その他の編集に関する会議を招集し、これを統括する。また局長は、会員の取材・編集を監督し管理・統括する義務がある。
- (4) 会計局長は、健全な状態で会が運営されているか、取材が適正であるかを検討し、会活動を正常に保つことを任務とする。定例総会では決算報告を、会計監査には代表として出席する。
- (5) 書記局長は、会内外の諸活動を把握し統括することを任務とする。個人情報管理、卒業生名簿の管理を含む。業務の必要に応じ、書記局員を指名・招集することができる。

### 第3章 新聞会員

#### 第21条（権利と義務）

第5条の定めによる新聞会員は次の権利を有し、義務を負うこととする。

- (1) 新聞会員は、会活動を行う権利を有すると同時に規約および機関の決定に従い、本会の目的達成のために活動する義務を負うものとする。
- (2) 本会の行う会議・活動に参加し、討論する権利を有する。
- (3) 本会執行委員を推薦し、選出する権利を有する。
- (4) 本会の内部問題は、適切かつ公正な手段を用いて解決しなければならない。
- (5) ニュースソースは、会員以外の者に知らせてはならない。また個人情報保護法に則して管理する。
- (6) 本会の活動に支障をきたさない限り、他団体に所属することができる。

## 第22条 (入会願い)

本会に入会を希望する者は、会則に同意の上、入会願いを提出しなければならない。入会願いが提出されてから100日間は試用期間とする。

## 第23条 (休学による権利の制限)

本学を休学している学生は、会員として認めない。

## 第4章 会計

### 第24条 (会費)

新聞会費は、総会において金額を決定する。会費は本学に所属する全ての学生が、授業料と共に納入する。その代理徴収事務は、本学経理課に委嘱する。なお、一旦納入された会費は返還することはできない。但し、第2学期の休学・退学その他の理由で授業料その他の納入金の返還を受ける場合はこの限りではない。

### 第25条 (収入)

本会の経費は、新聞会費、広告代収入、その他の収入をもってこれにあてる。

### 第26条 (会計年度)

本会の会計年度は、9月1日から翌年の8月末日までとする。

### 第27条 (会計局長の任務)

(1) 会計局長は、本会の財産を良好な状態で管理し、健全な状態を維持しなければならない。また、本会執行委員会の決議なしに処分・交換・譲渡・貸与を禁止し、会計状態を明瞭かつ透明にしなければならない。

(2) 会計局長は、新会計年度における総予算を作成し、総会にて承認を得て、学生課に報告しなければならない。

(3) 会計局長は、会計年度終了後に決算書を作成し、第30条に則り監査を受け、総会に提出し、過半数以上の承認を得た上で報告しなければならない。

(4) 会計局長は、毎月末に月別決算書を作成し、執行委員会の監査を受け、その報告を定例会議に提出しなければならない。

### 第28条 (予算)

会長は、第27条の予算書、決算書を本会の新聞紙面上にて公表しなければならない。

### 第29条 (会計規定)

その他、会計については「新聞会会計規程」による。

## 第5章 会計監査

### 第30条 (会計監査役)

会計監査役は本会の委嘱により次のいずれかが決算書を監査する。なお、会計監査役は、必要と認める場合、直ちに会計を監査する権限を有する。

(1) 本会に所属していない学生3名以上による監査

(2) 公認会計士による監査

### 第31条 (会計監査役の任期)

会計監査役の任期は原則として、本会会計年度に準じるものとする。

## 第6章 補則

### 第32条

会則に定められていない事項については、執行委員会が適宜・判断し重要事項については総会にて決定することができる。

### 第33条

本規約は、2008年4月1日をもって効力を発する。

## ○東京経済大学文化会則

1958年4月21日制定

## 第1章 総則

第1条 当会は、東京経済大学文化会と称し、本部を東京経済大学に置く。

第2条 本会は、東京経済大学文化会に属する文化部をもって組織し、その構成員の自治により運営する。

第3条 本会は、学術、芸術など文化に関する諸問題について広く知識を求め、深く専門を極め、学生生活全般の充実にも務め、併せて学内各団体の連絡、協調を図り、本学発展に資することを目的とする。

## 第2章 会員及び部

第4条 会員は、第3条に規定するごとく本学における文化向上に寄与することを目的とし、各々の部に於いて最大限の努力を果たすことを義務とする。

第5条 各部分は、その目的により自由に活動する権利を有するが、他団体を阻害したり、全体の秩序を乱したりするような行動は許されない。

第6条 各部分は、必要な会則を定め、専任教職員を顧問の任に迎えないなければならない。

第7条 各幹事は、会員名簿、会則、年間基本方針を毎年本部に提出しなければならない。

第8条 会員及び部は本部役員からの必要な指示には従わなければならない。

## 第9条 加盟部区分

(1) 特別加盟部以下に以下の権利を認める。

ア. 本会に関する行事費などの支援

(2) 本加盟部は本会からの支援を受けることができる。

(3) 準加盟部には以下2点の権利が認められない。

ア. 幹事会、その他本会会議における議決権

イ. 分担金、行事援助金、諸行事参加費など本会からのすべての会計支援

(4) 加盟部は、やむをえない事情により部の運営が困難となった場合、後述の第45条の規定を満たす場合に限り凍結部となる権利を有する。

## 第10条 兼部

(1) 兼部に関しては各部の会則に準じ各部に判断を委ねる。

(2) 該当する部活幹事は兼部者を毎年本部に報告しなければならない。

(3) 各部内において該当部員は幹事、会計、本部役員に任に就いた場合は、もう一方の部でこれを兼任することはできない。

(4) 問題ありと本部が判断した場合、本部は兼部を停止する権限を持つ。

## 第3章 執行機関

第11条 本部は、文化会の最高執行機関であり、本学の文化向上を目的とし、その構成は、下記の人員を原則とする。尚、会長、副会長、企画局局长、会計局局长、総務局局长、活動審査長は第8章にて定める方法により任命され、各局員、会計監査、活動審査員は第9章にて定める方法により任命される。また、本部役員は各部の幹事、会計、副幹事と兼任することは認めない。

会長 1名 副会長 3名

企画局 局長 1名 局員 5名以上

会計局 局長 1名 局員 5名以上

総務局 局長 1名 局員 5名以上

会計監査 1名

議長 1名

活動審査長 1名 副審査長 2名

審査員 必要数

第12条 本部は、年間基本方針を定め、幹事に計り承認を得なければならない。

第13条 本部は外部団体との協調及び本会加盟部

の強化発展のために寄与しなければならない。

第14条 不慮の事象により特定の役員または委員がその任務を全うできなくなったしまった場合、本部は必要に応じて新たにその人員を選出することができる。

第15条 本部役員の任期は、1年とする。

第16条 本部役員は、幹事会で議決権を有しない。

第17条 本部役員の主たる任務は、次の様に定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。さらに会務円滑なる運営の爲、本部役員及び各委員会を指揮監督し、その責任と権利を有する。
- (2) 副会長は、各担当に分かれ会長を補佐し、会長に事故ある場合は、これを代行する。
- (3) 企画局は主に本会の活動成果周知のため、諸企画の立案及び執行にあたる。
- (4) 会計局はその年度の収支を明細に記載し、幹事会において決算報告を行い、併せて各部に対する会計監督を中心に行う。
- (5) 会計監査は会計局の監査と円滑な業務の補助を行う。
- (6) 総務局は主に本会所属部間の連携強化のため、諸計画の立案及び執行にあたる。
- (7) 各局の局長は、局長の指示に従わなければならない。
- (8) 活動審査会は本会所属部の活動促進に努め、加盟・除盟・凍結審査を行う。また、本部における書記を兼任するものとする。
- (9) 議長は主に幹事会、会計会議の進行を行う。

#### 第4章 委員会

第18条 本部は必要に応じて各委員会を設置することができる。尚、委員会設置に関しては、本部役員が1名以上参加することを要し、幹事会の3分の2以上の賛成を得て承認されなければならない。また各委員会は本部直属とし、その設置目的に応じて活動する。

#### 第19条 実行委員長

各委員会に所属する幹事の中から1名を選出する。尚、本部役員である局長と実行委員長は所属部活が異なる者とする。

#### 第20条 会計及び予算配分

第20条 会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日をもって終了する。

第21条 必要な経費は下記のものをもってこれに充てる。

- (1) 本学学生の納付したる文化会費
- (2) 寄付金

第22条 予算及び決算に関する報告書は、幹事会に提出し、出席の3分の2以上の賛成をもって承認される。

第23条 各部は、前年度の決算報告書、本年度の予算見積書その他本部より要請する書類は、これを提出しなければならない。尚、書類不備の場合は予算折衝を行わないものとする。

#### 第6章 幹事及び幹事会

第24条 幹事は各部の最高責任者であり、それを代表するものである。

第25条 幹事会は本会の最高議決機関であり、原則として各加盟部幹事により構成される。

第26条 幹事会における幹事の発言の自由は、何人もこれを侵してはならない。

第27条 幹事会における議決及び進行は、議長が行うこととする。

- (1) 議長は発言権及び議決権を有しない。
- (2) 議長は各幹事の発言の自由を侵してはならないが、会の秩序を乱す者ありと認めた場

合はその者を退場させる事ができる。

第28条 幹事会は、下記の事項を含む時、会長がこれを招集する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 運営方針及び行事計画に関する事項
- (3) 会長が必要と認めた場合

第29条 前条により招集された幹事会の日時、場所及び議題については、7日前までに提示されなければならない。但し、緊急の場合はその限りでない。

第30条 幹事会は、本会加盟部総数の4分の1以上の要求があれば、会長は7日以内に臨時幹事会を招集しなければならない。

第31条 幹事会の成立は本会加盟部総数の3分の2の出席を要する。尚、招集後30分経ても定数に満たない時は流会とする。

第32条 幹事会が流会した場合は、会長はこれを7日以内に再招集しなければならない。

第33条 前条により招集された幹事会は、本会加盟部総数の過半数の出席で成立する。

第34条 幹事会における議決権は、各票1票とする。

第35条 幹事会の議決は、出席幹事の3分の2以上の承認を要する。

第36条 幹事会の議決は原則として挙手をもって行う。

第37条 幹事が緊急なる議題を提示した場合、当日出席した幹事の過半数の承認を得て初めて議題としての資格を持つ。

第38条 本部役員に対し、幹事が瑕疵ありと認めた場合は、不信任案を本会加盟部総数の4分の1以上の連署をもって議長に提出することができる。不信任案が提出され議長より幹事会の招集ありたる場合は、会長は幹事会を開かなければならない。尚、不信任案成立は、出席幹事の3分の2以上の承認を要する。

第39条 前条の規定により不信任案が可決された場合は、幹事会が7日以内に第8章、第9章に基づいて新本部役員を選出しなければならない。

第7章 加盟・除盟・凍結部に関する規定

第40条 加盟・除盟・凍結部の審査は活動審査会が行うものとする。

第41条 答申案はそれぞれ加盟審査及び除盟審査が作成し、凍結部に関する答申案は活動審査長が作成する。

第42条 最終答申案は幹事会で賛成として提出され、出席の3分の2以上の賛成をもって承認される。但し否決された場合手続きは無効となり当該部活は現状のまま活動を続けることとなる。

#### 第43条 加盟審査

(1) 未加盟団体から本会への加盟審査  
加盟希望団体は本会則を承認した上で、加盟申請書、活動報告書、年間活動計画書、年間予算見積書、部員及び役員名簿、顧問承諾書の6点の書類を本部に提出する義務を負う。

(2) 準加盟部から加盟部への審査  
準加盟部の加盟審査は準加盟部として活動を始めてから1年以上の部を対象とする。

(3) 本加盟部から特別加盟部への審査  
学内及び学外活動を行っている部を対象とし、本加盟部として活動を始めてから3年以上の部を審査する。

#### 第44条 除盟審査

(1) 中間答申  
本加盟部から準加盟部、または本会脱会審

査において、最終答申提出前にこれを幹事会にて提出する。但し著しい問題が発生した場合においてはこの限りではない。また中間答申は提出されてから1年以上の部を解除の審査対象とし、幹事会での答申提出をもって解除される。

## (2) 最終答申

全ての本会所属部を対象とする。

### 第45条 凍結部審査

凍結希望部が審査の対象である。有効期限は答申が提出されてから3年間とし、期限内に2名以上入部し、凍結解除の答申が幹事会にて提出された場合は準加盟部として活動を再開することができる。

## 第8章 選挙

第46条 本会所属部員は、本部役員に関する演説会、開票に立ち会い、発言する権利を有する。

第47条 本部役員改選の場合は、選挙管理委員会を設置する。

第48条 選挙管理委員会は、現本部役員任期満了前に選挙管理委員長が幹事会において承認されることにより成立し、選挙管理に関する一切の事務終了後解散する。

### 第49条 選挙管理委員会の権限

選挙管理委員会は、当選挙に関する一切の事務管理及び処理に当たり、選挙が円滑かつ公正に計れる様、権限と責任を有する。

## ○東京経済大学体育会会則

1960年4月21日制定

## 第1章 総則

### 第1条 (名称・所在)

本会は、東京経済大学体育会と称し、その本部を東京都国分寺市南町1丁目7番34、東京経済大学内に置く。

### 第2条 (目的)

本会は、各種目別運動部の統括をはかると共に、TKUスポーツ憲章に則り、規律ある学生自治のもとに体育運動を振興し、学生の心身を鍛錬し、学生スポーツ精神と健全な社会的人格を育成する事を目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために下記の事を行う。

- (1) 学生スポーツ振興根本方針確立に関する事
- (2) 各種目別運動部の強化発展と相互連絡融和をはかる事
- (3) 外部体育団体との連絡の事
- (4) 学内体育活動に関する各種資材施設の拡充に関する事
- (5) 学内体育活動によるレクリエーションに関する事
- (6) 学内における各種自治活動団体との連絡の事
- (7) 外部各種競技会開催参加に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業の事

### 第4条 (構成員)

本会は、東京経済大学に属する学生によって組織する。

### 第5条 (組織編成)

本会は、体育会本部及び各種目別運動部(以下加盟団体とする)をもって編成する。

尚、各種目別運動部は附則の【別表1】の通りとする。

## 第2章 役員

### 第6条 (会長・副会長)

本会には、会長及び副会長を置き、選出にあたっては大学が定める「東京経済大学体育会指導者会議に関する内規」に依るものとする。

### (1) 会長

イ 会長は本会役員を任命し、本会の要請により公式会議へ出席し、本会の健全なる強化発展のための指導を行う。

ロ 会長は本学体育会に所属する加盟団体の部長から選出する。ただし、学長・学生委員委員委員長からは選出しない。

ハ 任期は2年1期とし、再任は妨げない。但し、連続して4年をこえることはできない。任期中に交代した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

ニ 交代時期は年度初めの4月とする。

### (2) 副会長

イ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。本会役員の要請により公式会議へ出席し、本会の健全なる強化発展のための指導を行う。

ロ 副会長は本学教職員から若干名を選出する。ハ 任期は2年1期とし、再任は妨げない。但し、連続して4年をこえることはできない。任期中に辞任せざるを得ない場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

ニ 交代時期は年度初めの4月とする。

## 第7条 (本部役員)

本会には下記の本部役員を置く。

委員長、副委員長、事務局長、総務局長、広報局長、会計局長、会計、渉外、書記、広報、以上の役員で本会本部を構成する。尚、各局は副局長を設けることができる。また、その年度の方針により本部役員の増員、減員はこれを妨げない。

### (1) 選出

本部役員は、加盟団体から前期の本部役員によって選出される。

### (2) 任期

本部役員の任期は1年とする。途中交代した役員は任期は、前任者の残任期間とする。

### (3) 統括

イ 委員長は本会を代表し、会務を統括する。ロ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代行する。

ハ 事務局長、総務局長、広報局長、会計局長、会計、渉外、書記、広報は、その責に依りて会務を遂行する。

## 第8条 (本部役員についての内規)

本部役員による統括を円滑に行う為、「本部員についての内規」を設ける。

## 第9条 (加盟団体における役割)

加盟団体は部長、監督、主将、主務、会計、連絡員を置く。又、加盟団体が必要と認めた場合、副部長を置く事ができる。但し、部長と副部長は原則として本学教職員とする。

## 第3章 各種会議

### 第10条 (総会・会議)

本会には下記の総会・会議を置き、議長は本部役員が務める。

但し、役員総会および臨時役員総会は本会の最高議決機関であり、本部役員、各部主将、主務、会計、連絡員その他によって構成される。

- (1) 定期役員総会
- (2) 臨時役員総会
- (3) 体育会総会
- (4) 主将会議

- (5) 主務会議  
 (6) 会計会議
- 第11条 (役員総会における審議・承認)  
 役員総会は、毎年2回開催し、以下の事項に関して審議・承認する。
- (1) 会則の改正
  - (2) 活動方針の決定
  - (3) 体育会本部役員・体育会本部員の選出の承認
  - (4) 予算及び決算の承認
  - (5) 加盟団体・準加盟団体・未加盟団体の新設・廃止の承認
  - (6) 総会が必要と認めたその他の事項
- 第12条 役員総会の決議  
 (1) 役員総会における決議は、各加盟団体1票とし、出席加盟団体の過半数の同意を要する。尚、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。  
 (2) 役員総会は構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。  
 但し、同一議題について、再度招集した時はこの限りではない。委員を選出した各加盟団体において、構成員に事故ある時は、代理人の出席を認める。又、試合など特別の事情により出席できない部の委任状これを認める。  
 (3) 加盟団体・準加盟団体・未加盟団体の昇降格及び予算審議及び会則の改正の際の決議は、出席加盟団体の3分の2以上の同意を要する。
- 第13条 (各種会議の招集)  
 各種会議は、次の場合に招集される。  
 (1) 各種会議は委員長に依って招集される。その目的・議題は事前に提示される。  
 但し、緊急の場合はその限りではない。  
 (2) 加盟団体主将の3分の1以上の連署をもって要請した場合、委員長は各種会議を招集しなければならない。
- 第14条 (昇降格諮問委員会)  
 加盟団体の昇降格の審議は、昇降格諮問委員会が行う。
- 第4章 会計
- 第15条 (財源)  
 本会に必要な経費は、下記をもって支弁する。  
 (1) 本学学生によって支払われた体育会費  
 (2) 大学援助金  
 (3) 事業収入  
 (4) 有志者の寄付金
- 第16条 (会計年度)  
 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 (予算・決算)  
 本会の予算・決算は、役員総会に報告してその承認を得ることを要する。尚、決算の報告には公認会計士又は税理士による会計監査の報告を添えるものとする。
- 第18条 (加盟団体の予算・決算)  
 加盟団体は指定された日時までに領収書を添えて決算報告書を、年度末に予算見積書を提出すること。尚、必要ある場合には、会計局の要請により各部の会計監査を行うことができる。
- 第19条 本章は準加盟団体へも適用する。
- 第5章 加盟団体・準加盟団体・未加盟団体
- 第20条 (各団体の定義)  
 各団体の定義は以下の通りとする。

けることができる。

- (2) 準加盟団体は、体育会から若干の金銭等の支援を受けることができる。
- (3) 未加盟団体は、体育会から金銭等の支援は受けることができない。

第21条 加盟団体および準加盟団体は下記の義務を有する。

- (1) 各種会議への出席
- (2) 部員名簿・活動報告・活動予定・部則その他必要書類の提出
- (3) 本部活動への協力

第22条 加盟団体への昇格

- (1) 準加盟団体は、準加盟団体として承認され満1年を経て本会本部に加盟団体昇格を望む旨を届出後、3ヶ月を経た後、役員総会に於いて審議を受けられ、承認された場合、加盟団体となる。
- (2) 加盟団体への昇格を意図する準加盟団体、また準加盟団体への昇格を意図する未加盟団体は、下記の書類を作成し、本会本部に提出し、役員総会の審議を受ける。

- イ 部則
- ロ 部長・副部长・監督名
- ハ 部員名簿及びOB名簿
- ニ 活動予定表
- ホ 活動報告

第23条 (準加盟団体への昇格)

本会に加盟を望む未加盟団体は、届出後1年を経た後、体育会加盟の申請を昇降格諮問委員会に提出し、3ヶ月を経た後、役員総会に於いて本会準加盟の審議を受けられ、承認された場合、準加盟団体となる。

第6章 賞罰

第24条 (表彰)

優秀な成績を修めた部員、又は加盟団体および準加盟団体は表彰される。表彰の対象となる部員及び団体は、役員及びその他賞の関係者の審議により決定する。

第25条 (罰則)

この会則に定める義務に違反し、又は本会の秩序を乱した加盟団体・準加盟団体及び部員について、委員長は次の懲戒処分を行う。

- (1) 役員総会における報告陳謝
  - (2) 一定期間の活動停止
  - (3) 一定期間予算の停止・減額
  - (4) 準加盟団体・未加盟団体への降格
  - (5) 加盟団体・準加盟団体の廃止、会員の除名
- 但し、(4)、(5)の懲戒処分については、昇降格諮問委員会の審査を要する。

第7章 休部・廃部

第26条 (休部・廃部)

加盟団体の休部、又は廃部は、役員総会の議を経て会長が行う。その後、主将会議において各加盟団体に報告する。

第8章 会則

第27条 本会則の制定及び改正は、役員総会の審議により決定する。

【別表1】

0. 体育会本部	11. アメリカンフットボール部	22. ボクシング部
1. 端艇部	12. スキー部	23. ラグビー部
2. 硬式野球部	13. 合気道部	24. ハンドボール部
3. 陸上競技部	14. 弓道部	25. 軟式野球部
4. 剣道部	15. 水泳部	26. 射撃部
5. 硬式庭球部	16. 少林寺拳法部	27. ゴルフ部
6. 卓球部	17. バドミントン部	28. ラクロス部
7. 柔道部	18. 空手道部	29. チアリーディングクラブ
8. バスケットボール部	19. ヨット部	
9. バレーボール部	20. ソフトテニス部	
10. ワンダーフォーゲル部	21. サッカー部	

### ○東京経済大学ゼミナル連合会規約

#### 第1章 総則

第1条 本会は東京経済大学ゼミナル連合会と称する。

第2条 本会は経済、経営、コミュニケーション、現代法学部と一般部門の研究ゼミナルをもつ。

第3条 本会は日本経済ゼミナルに加盟することができる。

#### 第2章 目的

第4条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 各種ゼミナル活動の促進及びその交流
2. 本会会員相互の親睦
3. 他大学ゼミナルとの交流援助

#### 第3章 活動

第5条 本会は次の活動を行う。

1. 講演会の開催
2. 季刊誌の発行
3. 日本学生経済ゼミナル関東部会大会への参加の促進、援助
4. 学内ゼミナル調査
5. その他、本会がその目的を達成するのに必要と認める活動

#### 第4章 会員

第6条 本会会員は経済学部、経営学部、コミュニケーション学部、現代法学部、キャリアデザインプログラムに在籍する東京経済大学学生とする。

#### 第5章 幹事総会

第7条 幹事総会は本会の最高議決機関である。

第8条 第1回幹事総会は6月の第1週までで開催しなければならない。

第9条 本会会員のゼミナルは1名以上の幹事を選出し、幹事総会はそれによって構成される。

第10条 幹事総会は本会会員ゼミナルの3分の1以上をもって成立する。また、複数のゼミナルの要求がある場合または執行部で必要と認める場合、年1回以上開催することとし、委任状はすべて認め、出席数に加算する。

第11条 幹事総会における議決は出席の過半数を必要とする。但し、議決権は1ゼミナル1票とし、委任状には加算されない。

第12条 第1回幹事総会で新役員が決定するまでの議長は幹事総会に先立ち、出席ゼミナルより1名選出し、出席ゼミナル代表の総意によ

て承認される。尚、議長は執行委員でない会員が行なわなければならない。

第13条 幹事総会において、議長は議決権を持たない。

#### 第6章 執行部

第14条 本会は次の役員をおく。会長、副会長、会計、渉外の四役を選出する。その他は庶務とする。また、本会は必要に応じて役職を追加することができる。

第15条 執行部は本会規約に基づき、各ゼミナルの総意に従って本会の運営に当たる。

第16条 執行部は幹事総会の選挙によって決定され、任期は翌年の幹事総会までとする。尚、任期中改選の時は前任者の任期を引き継ぐこととする。

第17条 執行部は毎年活動報告を行い、規約第10条に従って幹事総会を招集せねばならない。

第18条 執行部は本会顧問を本学教授、講師のうち1名以上、本会相談役を前執行委員より1名以上を任意に依頼することができる。

#### 第7章 会計

第19条 本会の会計年度は毎年5月から翌年4月末日迄とする。

第20条 本会に必要な経費は以下のものをもってこれにあてる。

1. 本学学生の給付したるゼミナル連合会費
2. 大学援助金
3. その他活動によって生じる収入

第21条 本会の予算案が承認されるまでの活動のために、執行部は準備金を設けることができる。準備金の決算は翌年の第1回幹事総会で行う。

第22条 準備金は前年度総予算の10%までとする。

第23条 執行部は第1回幹事総会において会計報告を行い、承認を得なければならない。

#### 第8章 監査

第24条 会計監査役は幹事総会の委任により2名をもってこれにあたり決算書の監査をする。

第25条 監査役の任期は執行部役員の任期と同じとする。

第26条 監査結果は幹事総会に報告しなければならない。

#### 第9章 補則

第27条 本会規約の改正は幹事総会の3分の2以上の承認を必要とする。

第28条 本会の解散は規約第11条の規定する幹事総会で出席ゼミナルのうち4ゼミナル以上の提案のある場合とし、幹事総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第29条 幹事総会で本会加盟ゼミナル幹事の要求がある場合、執行部のリコールを提案することができる。但し、決議は幹事総会の3分の2以上の承認を必要とする。

第30条 当該年度卒業予定者が会長、副会長の任にある時は、任期を2月末日までとし、会長代理副会長代理を執行部内で選出し、ゼミ連告に掲示しなければならない。

第31条 本会規約は、2019年5月30日より効力をもつものとする。

2012年12月31日制定  
2018年12月20日改訂

第1章 総則

第1条 (名称・所在)

本会は、東京経済大学葵祭実行委員会(以下、「本委員会」とする)と称し、本部を東京都国分寺市南町1丁目7番34東京経済大学(以下、「本学」とする)に置く。

第2条 (基本理念)

本委員会は、本学に於ける学術・文化・スポーツを発表する場であり、本学及び本学学生と本学関係者・地域住民との交流の場である本学の大学祭(以下、「葵祭」とする)を開催し、運営する為に存在する。

第3条 (活動)

本委員会実行委員は本学学生の代表として葵祭及び関連行事の企画・運営を行う。但し、営利を目的とした活動は行ってはならない。

第4条 (構成)

本委員会実行委員会は本学学生の代表者によって構成される。

第2章 組織

第5条 (組織)

本委員会は第2条及び第3条に掲げた基本理念並びに活動を達成する為に、本部とその下部組織である班を置き、これを以て組織を編成する。又、本部の構成に就いては次の通りとする。

総務局  
会計局

尚、班の構成に就いては第7条に定める。

第6条 (本部)

本委員会は第5条に定めた本部に次の役員を置き、これを以て本部とする。又、役員に就いては第8条に定める。

委員長

総務局長 副総務局長  
会計局長 副会計局長

尚、職務を遂行する上で必要であると委員長が判断した場合、委員長補佐として副委員長を置くことが出来る。

第7条 (班)

本委員会は第5条に定めた通り次の班を設置し、責任者及び援助員を置く。

企画班  
展示班  
模擬店班  
出版班  
情宣裝飾班

尚、班に就いては葵祭及び関連行事の円滑な企画・運営の為に必要であると委員長が判断した場合、新たに班を設置することが出来る。

第8条 (役員)

第6条に定めた役員の職務は次の通りである。尚、役員の決定に就いては第24条に定める。

1 委員長

本委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長

委員長の補佐を行う。又、委員長の不在時にはその職務を代行する。

3 総務局長

本委員会実行委員の統括及び学内の渉外活

動及び広報活動を行う。又、職務を遂行する為に補佐として副総務局長を置く。

4 会計局長

本委員会の会計に関する一切を処理する。又、職務を遂行する為に補佐として副会計局長を置く。

第3章 会議

第9条 (目的)

葵祭実行委員会及び企画会議(以下、両会議とする)は、本委員会実行委員会全体の意思疎通を主な目的として行う。

第10条 (議長・書記)

両会議の議長及び書記は委員長が指名する。

第11条 (両会議の役割)

1 企画会議

本委員会実行委員が運営する企画及び行事のプレゼンテーションを行う。又、各局・各班の情報伝達及び意思疎通の場とする。

2 葵祭実行委員会

企画会議で決定した本委員会実行委員が運営する企画及び行事の確認を行う。又、当該年度の最終実行委員会では次年度の役員改選も行う。

第4章 会計

第12条 (収入)

本委員会の経費は、原則として本学及び各関係団体・一部学生団体からの援助金を以てこれに充てる。

第13条 (会計年度)

本委員会の会計年度は、毎年1月1日より12月末日迄とする。

第14条 (会計責任者)

本委員会の会計は、会計局が管理し、会計局長を最高責任者とする。

第15条 (予算の作成・決定)

本委員会に於ける予算見積書は、各局・各班が作成し、会計局長が決定する。

第16条 (予算の承認・公開)

本委員会で作成・決定した予算見積書は、第19条に定める監査役の監査・承認を経て、公開しなければならない。

第17条 (決算の作成・決定)

本委員会に於ける決算報告書は、各局・各班が作成し、会計局長が決定する。

第18条 (決算の承認・公開)

本委員会で作成・決定した決算報告書は、第19条に定める監査役の監査・承認を経て、公開しなければならない。

第5章 会計監査

第19条 (会計監査役)

会計監査は、学生団体より3名選出する。

第20条 (承認)

会計監査役の承認は、第1回葵祭実行委員会議出席者の過半数以上の賛成を以て成立する。

第21条 (任期)

会計監査役の任期は、原則として本委員会会計年度に準ずるものとする。

第22条 (任務)

会計監査役は本委員会で決定した予算見積書及び決算報告書の監査を行う。

第6章 補則

第23条 (活動期間)

本委員会の活動期間は、毎年1月1日より12

月末日迄とする。

#### 第24条 (役員改選)

- 1 本委員会の当該年度の最終葵祭実行委員会議にて役員を解任し、次年度の役員改選を行う。
- 2 次年度の役員決定は、当該年度の最終葵祭実行委員会議出席者による過半数以上の賛成を以て成立する。

#### 第25条 (除名)

次に定める事項のいずれか又は複数に該当するものを除名とする。

- 本学学生でない者  
公序良俗に違反した者  
組織運営上、支障を来すと判断された者

#### 第26条 (内規)

その他詳細に就いては内規にて定める。

### ○東京経済大学新入生歓迎実行委員会規約

#### 第1章 総則

##### 第1条 (名称・所在)

本委員会は、東京経済大学新入生歓迎実行委員会(以下、「本委員会」とする)と称し、本部を東京都国分寺市南町1丁目7番34東京経済大学(以下、「本学」とする)内に置く。

##### 第2条 (目的)

本委員会は、新入生が不安なく学生生活を迎えることができるよう、サークル・部活動の勧誘活動の管理及び、オリエンテーションコンダクター(以下、「オリター」とする)の募集、新入生歓迎行事の企画・運営を行うために存在する。

##### 第3条 (活動)

- 本委員会は次の活動を行う。
- (1) サークル代表者会議の運営
  - (2) サークルガイドラインの作成
  - (3) オリター会議の運営
  - (4) サークル・部活動の勧誘活動の管理
  - (5) その他、本委員会が第2条で定めた目的を達成する為に必要とする活動

##### 第4条 (構成)

本委員会は、本学に属する学生によって構成される。

#### 第2章 組織

##### 第5条 (組織)

本委員会は第2条及び第3条に掲げた、目的並び活動を遂行する為に本部を置き、これを以て組織を編成する。又、本部の構成については次のとおりとする。

##### オリター局

クラス会等の企画・運営を行い、オリターを統括する。

##### 会計局

本委員会の会計に関する一切を処理する。

##### 企画局

新入生歓迎行事等の企画・運営を行う。

##### 広報局

サークル・部活動への連絡及び、広報活動等を行う。

##### 事務局

サークル代表者会議の運営及び、サークルガイドラインの作成等を行う。

##### 渉外局

施設・備品の貸し出し・管理等を行う。

##### 第6条 (本部)

本委員会は第5条に定めた本部に次の役員を置く。又、役員の職務については第7条に定める。

- 委員長
- 副委員長
- オリター局長
- 会計局長
- 企画局長
- 広報局長
- 事務局長
- 渉外局長

#### 第7条 (役員の職務)

第6条に定めた役員の職務は次の通りである。

- (1) 委員長  
本委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長  
委員長の補佐を行う。又、委員長の不在時にはその職務を代行する。
- (3) オリター局長  
オリター局員の統括及び、オリターの指導・監督を行う。
- (4) 会計局長  
会計局員の統括及び、予算や決算に対し一切の責任を有するものとする。
- (5) 企画局長  
企画局員の統括及び、新入生歓迎行事に関わる関係諸団体との話し合い・交渉を行う。
- (6) 広報局長  
広報局員の統括及び、本委員会が行う様々な行事・企画を写真に収め資料保存を行う。
- (7) 事務局長  
事務局員の統括及び、サークル・部活動の勧誘活動の管理を行う。
- (8) 渉外局長  
渉外局員の統括及び、大学やサークル・部活動との話し合いを行う。

#### 第3章 会議

##### 第8条 (会議)

本委員会が行う「実行委員会議」「サークル代表者会議」「オリター会議」(以下、「各会議」とする)は、本委員会実行委員、サークル・部活動、オリターの意思疎通を主な目的として行う。

##### 第9条 (各会議の役割)

- (1) 実行委員会議  
本委員会が行う各種行事及び、各局の業務確認を行う。又、本委員会実行委員の情報伝達及び、意思疎通の場とする。
- (2) サークル代表者会議  
勧誘活動を行うサークル・部活動の代表者への情報伝達及び、意思疎通の場とする。又、予算の承認・決算の報告を行う。
- (3) オリター会議  
オリターへの情報伝達及び、意思疎通の場とする。又、新入生がより良い大学生活を始められるよう、オリターへの指導を行う。

#### 第4章 会計

##### 第10条 (収入)

本委員会の経費は、原則として本学及び各関係諸団体・一部学生自治団体からの援助金を以てこれに充てる。

##### 第11条 (会計年度)

本委員会の会計年度の、毎年10月1日より翌年9月末日迄とする。

第12条（会計責任者）

本委員会の会計は、会計局が管理し、会計局長を最高責任者とする。

第13条（予算の作成・決定）

本委員会に於ける予算見積書は、会計局が作成し、会計局長が決定する。

第14条（予算の承認）

本委員会で作成・決定した予算見積書は、学生7者団体の承認を得なければならない。

第15条（決算の作成・決定）

本委員会に於ける決算報告書は、会計局が作成し、会計局長が決定する。

第16条（決算の報告・公開）

本委員会で作成・決定した決算報告書は第17条に定める監査役の監査を経て、学生7者団体へ公開しなければならない。

第5章 会計監査

第17条（会計監査役）

会計監査役は、学生7者団体より3名選出する。

第18条（任期）

会計監査役の任期は、原則として本委員会会計年度に準ずるものとする。

第19条（任務）

会計監査役は本委員会で決定した予算見積書及び、決算報告書の監査を行う。

第6章 補則

第20条（活動期間）

本委員会の活動期間は、毎年10月1日より翌年9月末日迄とする。

第21条（除名）

次に定める事項のいずれかに該当する者を除名とする。尚、除名権は本委員会委員長が有するものとする。

- (1) 本学学生でない者
- (2) 公序良俗に違反した者
- (3) 組織運営上、支障を来すと判断された者

第22条（改訂）

この規約は、本委員会実行委員の過半数の同意を以て改訂することができる。

第23条（効力）

本規約は、2018年10月1日より効力を発するものとする。